

第4回カラーガード・マーチングパーカッション全国大会 ～e-Marching Special Edition 2020～大会概要

| | |
|----------------|---|
| 大会名称 | 第4回カラーガード・マーチングパーカッション全国大会 ～e-Marching Special Edition 2020～ |
| 開催方法 | 新型コロナウイルス感染症対策のため「第4回カラーガード・マーチングパーカッション全国大会」は収録した動画を基に開催します。 |
| 動画提出締切 (予定) | 2021年2月25日(木) |
| 開催場所 | 一般社団法人日本マーチングバンド協会事務局 ビデオシステム |
| 主催 | 一般社団法人日本マーチングバンド協会 |
| 特別協賛 | 株式会社フォトクリエイト・株式会社ヤマハミュージックジャパン |
| 趣 旨 | <p>近年、日本の吹奏楽・マーチングバンドの発展には目を見張るものがあります。一方、少子化問題をはじめとする、青少年を取り巻く環境は、学校生活、特に課外活動に対し大きな制約を与えております。このような状況において当協会がマーチングバンドの活動に新たな発想を取り入れて、より活発に、そして楽しく活動に取り組めるようにすることにより青少年に情操教育の場を提供していくことが当協会の社会に対する責務と考えます。</p> <p>このカラーガード・マーチングパーカッション全国大会は、この責務の実現に向けてマーチングバンドの特徴的パートであるカラーガード・マーチングパーカッションの技術向上を図ると共に、多くの皆様にカラーガード・マーチングパーカッションの魅力をお伝えする機会を与える大会と言えます。</p> <p>当協会の活動目的は「体育教育の意義」及び「音楽教育の意義」にあり、この二つの要素を併せ持つこの活動は、正に「スポーツ芸術」の真髄であると考えます。そして、一人ひとりを生かしつつ、集団としての統一美を要求することにより自他の尊重、連帯、忍耐、協力、公正など人と関わる力も養われるこの事業こそ、当協会の目的を成就し、日本の「スポーツ芸術」の発展に寄与する大会であると確信する次第です。</p> <p>e-Marching (イー・マーチング) とは、 ライブパフォーマンスの躍動感や感動を、仲間や応援して下さる方々と地元で共有していただき、みなさんの最高の思い出を、インターネットを介し全国のマーチングファンへお届けしたい。そして、活動の歩みを止めることなく、新たな様式に挑戦をするという強い思いも込め、インターネット関連を表す接頭辞「e-」を配し、～e-Marching～という新たな名称を併記いたします。</p> |

カラーガードコンテスト実施規定

1. 参加資格

(1) 一般社団法人日本マーチングバンド協会に団体加盟登録していること。

※大会参加は**加盟登録名**で参加すること。

※マーチングバンドとしての加盟をしていれば、カラーガード単独としての加盟登録を必要無しとする。

(2) 支部または一般社団法人日本マーチングバンド協会より推薦されていること。

◆支部推薦の流れ

・ 出場希望団体は、所属している**支部**に出場希望申請書を提出する。

提出締切 2020年12月21日(月) 必着

・ 支部は出場希望申請書を取りまとめ大会実行委員会に提出することをもって支部推薦とする。

※次の支部については、下記の大会に出場し推薦される。

東海支部：10月30日 第46回マーチングバンド東海大会

九州支部：11月 7日 第2回全九州カラーガード・パーカッションコンテスト ビデオ審査会

沖縄支部：11月 8日 第33回マーチングインオキナワ2020

・ 参加団体には、2021年1月12日(火)までに推薦受理されたことを通知する。

(3) 2021年1月26日(火)までに下記の参加手続きをそれぞれ終えていること。(厳守)

①参加申込書及び参加費の納入(構成メンバーは1名につき1,050円を納入する)

※構成メンバーには、プログラム・参加章を配布。

②構成メンバー登録書(収録当日の構成メンバー数は登録人数以内であること)

※構成メンバーとは、収録当日演技フロアに入場し演技を行う者とする。

③音楽著作権に関する書類の提出

④特殊効果に関する書類の提出

⑤その他大会実行委員会が指定した書式

2. 部門

★ジュニアの部（中学生以下）★

- (1) 単一加盟団体の構成
- (2) 複数加盟団体の合同構成

※人数の制限は設けない

★高等学校の部★

- (1) 単一加盟団体の高等学校団体
- (2) 同一学校法人内の高等学校及び中学校による合同構成
- (3) 複数の公立高等学校による合同構成（公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中）

※上記のような特殊事情がある場合に限り、合同による出場を認める

※人数の制限は設けない

★一般の部★

- (1) 単一加盟団体による構成。但し、未就学児は除く。

※人数の制限は設けない

3. 演技

- (1) 演技フロアーは、自由とする。
- (2) 演技フロアーへの入場は構成メンバーのみとする。
- (3) 演技時間

①ジュニアの部は4分30秒以内とする。

②高等学校の部・一般の部は5分30秒以内とする。

- (4) 動画撮影方法

①撮影者

ア. 音楽著作権保護の観点から専門業者に依頼しての撮影は禁止。

出演団体に関わる個人が撮影した未編集動画を作成する。

イ. 撮影については自団体で行う。

(近隣地域での団体間で協議の上、撮影場所の共有は可とする。)

②撮影に使用する機材

ア. 外部入力マイクを使用する場合はワンポイントマイクに限定する。

イ. 家庭用ビデオカメラで撮影することを推奨するが、スマートフォンでの撮影も可とする。

ウ. 全体が収まる画角サイズで撮影することが望ましい。

(映像に歪みのある魚眼レンズまたはGoProは使用不可)

エ. 三脚等を使用し、ビデオカメラを固定した状態で撮影すること。

③撮影する環境

- ア. センターにカメラを設置し、俯瞰で常に全体が映されている状態で撮影を行う。
- イ. 屋内、屋外の制限は設けない。
- ウ. 音声収録上の注意点として、残響が長く演奏が破綻して聞こえる会場での撮影は控える。また屋外の場合は、風ノイズが入らない様に注意をする。

※動画素材提出についての詳細は参加団体決定後、団体にお知らせします。

※感染対策については万全を期し、安全に収録を行ってください。

(5) 手具について

演技に使用する手具として、フラッグ、ライフル、セーバーのいずれかの使用を義務づける。

(6) その他

楽器等での演奏は不可とする。

4. 手具・器物・特殊効果関連

「手 具」とは…

演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器 物」とは…

手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「特殊効果」とは…

フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

(1) 演技フロアーに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※規 格：1m80cm × 1m20cm × 1m50cm以内の立体

ただし、規格内の大きさであっても、1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。

①器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

②フロアーに敷く布は器物であるが制限を設けない。

(2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。

①化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。

②乾電池以外の電源の使用は禁止する。

③火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

④乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。

(3) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

5. 講評及び表彰

※詳細は1月中旬にお知らせします。

6. その他

- (1) 一般社団法人日本マーチングバンド協会が必要と認めた場合は出場を認めることがある。
- (2) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (3) 構成メンバーの登録は、演技予定者名を記載し、参加費を納入する。
- (4) 納入された参加費は返却しない。
- (5) フロアーに入場できる人数は登録人数以内とするが、メンバーの変更は認める。
- (6) 今大会に於いて連続参加該当団体が参加を辞退した場合、連続参加記録は継続とする。
- (7) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

マーチングパーカッションフェスティバル実施規定

1. 参加資格

- (1) 一般社団法人日本マーチングバンド協会に団体加盟登録していること。
※大会参加は**加盟登録名**で参加すること。
- ◆出場までの流れ
- ・出場希望団体は、大会実行委員会に直接出場希望申請書を提出する。
提出締切 2020年12月21日(月) 必着
 - ・参加団体には、2021年1月12日(火)までに受理されたことを通知する。
- (2) 2021年1月26日(火)までに下記の参加手続きをそれぞれ終えていること。(厳守)
- ①参加申込書及び参加費の納入(構成メンバーは1名につき1,050円を納入する)
※構成メンバーには、プログラム・参加章を渡す。
 - ②構成メンバー登録書(収録当日の構成メンバー数は登録人数以内であること)
※構成メンバーとは、収録当日演技フロアに入場し演奏演技を行う者とする。
 - ③音楽著作権に関する書類の提出
 - ④特殊効果に関する書類の提出
 - ⑤その他大会実行委員会が指定した書式

2. 部門

★ジュニアの部(中学生以下)★

- (1) 単一加盟団体の構成
 - (2) 複数加盟団体の合同構成
- ※人数の制限は設けない

★高等学校の部★

- (1) 単一加盟団体の高等学校団体
 - (2) 同一学校法人内の高等学校、及び中学校による合同構成
 - (3) 複数の公立高等学校による合同構成(公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中)
- ※上記のような特殊事情がある場合に限り、合同による出場を認める
- ※人数の制限は設けない

★一般の部★

- (1) 単一加盟団体の構成。但し、未就学児は除く
- ※人数の制限は設けない

3. 演奏演技

- (1) 演技フロアーは、自由とする。
 - (2) 演技フロアーへの入場は構成メンバーのみとする。
 - (3) 演奏演技時間
 - ①ジュニアの部は4分30秒以内とする。
 - ②高等学校の部・一般の部は5分30秒以内とする。
 - (4) 使用楽器について
演奏で使用できる楽器は、打楽器及び電源を使用する楽器・機器とする。
 - (5) 音響
PA（音響再生機器）の使用は可とする。
 - (6) 動画撮影方法
 - ①撮影者
 - ア. 音楽著作権保護の観点から専門業者に依頼しての撮影は禁止。
出演団体に関わる個人が撮影した未編集動画を作成する。
 - イ. 撮影については自団体で行う。
(近隣地域での団体間で協議の上、撮影場所の共有は可とする。)
 - ②撮影に使用する機材
 - ア. 外部入力マイクを使用する場合はワンポイントマイクに限定する。
 - イ. 家庭用ビデオカメラで撮影することを推奨するが、スマートフォンでの撮影も可とする。
 - ウ. 全体が収まる画角サイズで撮影することが望ましい。
(映像に歪みのある魚眼レンズまたはGoProは使用不可)
 - エ. 三脚等を使用し、ビデオカメラを固定した状態で撮影すること。
 - ③撮影する環境
 - ア. センターにカメラを設置し、俯瞰で常に全体が映されている状態で撮影を行う。
 - イ. 屋内、屋外の制限は設けない。
 - ウ. Pitの演奏している状況が画面で確認出来る事を推奨する。
指揮者に関してはその限りでは無い。
 - エ. 音声収録上の注意点として、残響が長く演奏が破綻して聞こえる会場での撮影は控える。また屋外の場合は、風ノイズが入らない様に注意をする。
- ※動画素材提出についての詳細は参加団体決定後、団体にお知らせします。
- ※感染対策については万全を期し、安全に収録を行ってください。

4. 手具・器物・特殊効果関連

「手具」とは…

演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」とは…

楽器・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは…

フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

(1) 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※規格：1m80cm × 1m20cm × 1m50cm以内の立体

ただし、規格内の大きさであっても、1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。

①器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

②フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

(2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。

①化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。

②サイレンを使用する場合は特殊効果申請書を提出すること。

③乾電池以外の電源の使用は禁止する。

④火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

⑤乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。

(3) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

5. 講評及び表彰

※詳細は1月中旬にお知らせします。

6. その他

(1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。

(2) 構成メンバーの登録は、演奏演技予定者名を記載し、参加費を納入する。

(3) 納入された参加費は返却しない。

(4) フロアに入場できる人数は登録人数以内とするが、メンバーの変更は認める。

(5) 今大会に於いて連続参加該当団体が参加を辞退した場合、連続参加記録は継続とする。

(6) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。